

労働保険審査会 精神疾患関係裁決集 平成21年度版

榊原社労士事務所 編 平成23年7月作成

◆ 注意事項

この裁決集は、担当行政庁より適法に入手した行政文書をまとめたものです。
個別の裁決書のマスキング(黒塗り)部分は、個人情報等の秘匿を理由として担当行政庁が不開示としたものです。

掲載事案は、開示請求した際、担当行政庁が精神疾患関係として抽出した事案です。
当所では、担当行政庁作成の公表されたリストを基に裁決リストを作成しました。
裁決リスト上の各裁決は、「業務上外」と「障害等級」の「区分」別にまとめ、同「区分」内は「事件番号」順に記載しました。
各裁決書本文ファイルを開くには、裁決リストの「事件番号」をクリックしてください。

また、厚生労働省の「労働保険審査会」のホームページもご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/roudou/index.html>

- ◆
- ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして領布致しますので、よろしくお願い致します。
- ① 当資料は、既述の「裁決リスト」を除き、担当行政庁が作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。
 - ② 当資料は PDF 形式ファイルであり、文書内容の抽出等一部制限をかけてありますが、印刷は可能です。PDF ファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。
なお、PDF 関係アプリケーションソフトと、パソコンの OS またはプリンタドライバとの関係で、多数ページの一括印刷ができない場合があるようです。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。
 - ③ 当資料 PDF ファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料 PDF ファイルの第三者への無断コピー配布等はなさらないでください(個別パスワードによる管理等を進めております)。

2件 リンクして開きます

労働保険審査会裁決(精神疾患関係) 平成21年度裁決分

2011年7月 / 榊原社労士事務所

業務上外

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|------------|----|--|
| 平成20年労第28号 | 北海道 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 工場機械の故障修理、点検整備等に従事する者がうつ病を発症し自殺 |
| 平成20年労第170号 | 京都 | 平成21年4月1日 | 棄却 | デザインや写植、製版等の印刷関係業務に従事する者が上司から暴行を受け頭部、顔面、背部、左胸部打撲傷を負い「うつ病」を発症 |
| 平成20年労第180号 | 東京 | 平成21年4月15日 | 棄却 | トラック運転等の業務に従事した者に発症した「反応性抑うつ症」 |
| 平成20年労第191号 | 東京 | 平成21年4月1日 | 棄却 | 設備関係業務に従事する者に発症した「躁うつ病」 |
| 平成20年労第195号 | 和歌山 | 平成21年7月1日 | 棄却 | 浄化槽の保守点検業務に従事する者が自殺未遂後低酸素性脳障害 |
| 平成20年労第245号 | 東京 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 営業経理業務に従事する者がうつ病を発症し自殺 |
| 平成20年労第264号 | 宮城 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 半導体生産オペレーターがうつ病を発症し自殺 |
| 平成20年労第265号 | 滋賀 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 清掃業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第296号 | 京都 | 平成21年5月20日 | 棄却 | タクシー運転手に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第308号 | 東京 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 営業支援業務等の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第310号 | 福島 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 機械修理工に発症した「全般性不安障害、うつ病」 |
| 平成20年労第311号 | 大阪 | 平成21年5月13日 | 棄却 | 損害調査業務に従事する者に発症した「適応障害」 |
| 平成20年労第326号 | 東京 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 受入出荷業務に従事する者に発症した「急性ストレス反応」、「強迫性障害」 |
| 平成20年労第328号 | 新潟 | 平成21年5月27日 | 棄却 | ガスの保守点検業務及びスタンドの給油業務に従事する者が「重度ストレス反応、特定不能のもの」を発症し自殺 |
| 平成20年労第344号 | 京都 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 営業中顧客からのわいせつ行為により発症した心的外傷 |
| 平成20年労第350号 | 兵庫 | 平成21年7月1日 | 棄却 | 看護師に発症した「外傷性ストレス障害」 |
| 平成20年労第353号 | 神奈川 | 平成21年4月15日 | 棄却 | 青果選別等の業務に従事した者が「急性胃腸炎」、「肺炎」、「ウェゲナー肉芽腫症」、「うつ病」を発症 |
| 平成20年労第358号 | 岡山 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 警備員に発症した「抑うつ状態、パニック障害」 |
| 平成20年労第360号 | 福岡 | 平成21年6月17日 | 棄却 | 警備員に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第364号 | 神奈川 | 平成21年6月10日 | 棄却 | コンピュータースクールの営業活動等に従事した者が退職後他の事業場に就労後「パニック障害」を発症 |
| 平成20年労第370号 | 京都 | 平成21年7月22日 | 棄却 | コンピューター関連作業に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第372号 | 神奈川 | 平成21年6月10日 | 棄却 | クレーン運転士に発症した「神経性うつ病」 |
| 平成20年労第389号 | 愛知 | 平成21年4月15日 | 棄却 | 生保内勤業務に従事する者に発症した「うつ病、パニック障害」 |
| 平成20年労第390号 | 栃木 | 平成21年4月8日 | 棄却 | 看護協会事務職に発症した「うつ状態、不眠」 |

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|------------|----|---|
| 平成20年労第397号 | 東京 | 平成21年5月27日 | 棄却 | 各種産業機器の設計、開発等に従事する者に発症した「うつ状態(胸椎圧迫骨折後遺症)・不眠症」 |
| 平成20年労第402号 | 神奈川 | 平成21年6月24日 | 棄却 | システムエンジニアがうつ病を発症したもの |
| 平成20年労第403号 | 千葉 | 平成21年6月17日 | 棄却 | 介護スタッフが客とのトラブルによるうつ病を発症したもの |
| 平成20年労第416号 | 大阪 | 平成21年7月22日 | 棄却 | 営業社員に発症した「抑うつ状態」 |
| 平成20年労第420号 | 東京 | 平成21年7月29日 | 棄却 | パソコン関連業務に従事する者に発症した「気分障害(F33)反復性うつ病性障害」 |
| 平成20年労第427号 | 千葉 | 平成21年7月8日 | 取消 | 潤滑油等の研究開発を行う者の自殺 |
| 平成20年労第432号 | 北海道 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 営業職に従事する者に発症した「軽症うつ病」 |
| 平成20年労第438号 | 埼玉 | 平成21年5月27日 | 棄却 | 小型放射温度計の開発に従事する者に発症した「適応障害」 |
| 平成20年労第456号 | 秋田 | 平成21年6月24日 | 棄却 | 駅・窓口等で乗車券の販売、社員指導等に従事する者に発症した気分障害 |
| 平成20年労第459号 | 東京 | 平成21年7月1日 | 取消 | 経理・総務関係の事務に従事する者に発症した「適応障害、反応性うつ病」 |
| 平成20年労第460号 | 大阪 | 平成21年8月5日 | 棄却 | 介護職員に発症した「不安神経症」 |
| 平成20年労第465号 | 東京 | 平成21年8月26日 | 棄却 | システム作成等の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第466号 | 東京 | 平成21年6月17日 | 棄却 | 管理薬剤師に発症した「統合失調症」平成20年労第502号併合 |
| 平成20年労第472号 | 宮城 | 平成21年7月29日 | 取消 | 構内作業員に発症したうつ病 |
| 平成20年労第473号 | 兵庫 | 平成21年6月24日 | 棄却 | 整骨院院長に発症した「抑うつ病」 |
| 平成20年労第476号 | 鹿児島 | 平成21年8月26日 | 棄却 | 一等航空整備士に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第477号 | 千葉 | 平成21年7月1日 | 棄却 | 保育士に発症した「躁うつ病」 |
| 平成20年労第478号 | 静岡 | 平成21年7月8日 | 棄却 | 客室清掃業務に従事する者に発症した「心肺停止後低酸素脳症」、「脳梗塞急性期」、「多発性心室頻脈」 |
| 平成20年労第484号 | 山口 | 平成21年6月17日 | 棄却 | 訪問介護運転中負傷「抑うつ状態、不眠症」を発症 |
| 平成20年労第497号 | 千葉 | 平成21年7月8日 | 棄却 | 農協職員に発症した「うつ状態」 |
| 平成20年労第499号 | 宮城 | 平成21年7月8日 | 棄却 | スーパーで水産部門を担当する者に発症した「適応障害」 |
| 平成20年労第501号 | 大阪 | 平成21年8月26日 | 棄却 | 契約社員がパワハラにより「過換気症候群、パニック症候群、偏頭痛・脳内出血の疑い」 |
| 平成20年労第502号 | 東京 | 平成21年6月17日 | 棄却 | 薬品の小売販売、商品管理等の業務に従事する者に発症した「統合失調症、ヒトヘルペス感染症」平成20年労第466号併合 |
| 平成20年労第505号 | 東京 | 平成21年8月26日 | 棄却 | 看護師がパワハラにより「パニック障害、心的外傷ストレス障害」を発症 |
| 平成20年労第507号 | 香川 | 平成21年7月8日 | 棄却 | 工事現場代理人等の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第511号 | 千葉 | 平成21年8月5日 | 棄却 | 医事課外来担当者に発症した「ストレス性うつ病」 |
| 平成20年労第513号 | 岡山 | 平成21年6月24日 | 棄却 | ダンプカー運転手に発症した「うつ状態、躁状態、双極性感情障害」 |
| 平成20年労第515号 | 大阪 | 平成21年9月2日 | 棄却 | 額縁の組み立て、製造の作業に従事する者に発症した「不安発作、うつ」 |

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|-------------|----|--|
| 平成20年労第523号 | 北海道 | 平成21年7月22日 | 棄却 | 受付販売業務に従事する者に発症した「適応障害、不安障害、うつ状態」 |
| 平成20年労第534号 | 高知 | 平成21年8月12日 | 棄却 | 生姜の生産業務に従事する者に発症した「抑うつ状態」 |
| 平成20年労第537号 | 新潟 | 平成21年7月29日 | 棄却 | ホームセンターに勤務する者がパワハラにより「反復性うつ病性障害」、「気分変調症」 |
| 平成20年労第552号 | 石川 | 平成21年7月15日 | 棄却 | 営業中事故に遭い負傷後、その後「短期精神病性障害」 |
| 平成20年労第559号 | 東京 | 平成21年7月29日 | 棄却 | 総務事務に従事する者に発症した「パニック障害」 |
| 平成20年労第563号 | 大阪 | 平成21年8月5日 | 棄却 | ウイングシャトルの整備点検関係業務に従事する者に発症した「躁うつ病」 |
| 平成20年労第569号 | 石川 | 平成21年8月26日 | 棄却 | 営業社員がパワハラを受けうつ病を発症 |
| 平成20年労第571号 | 千葉 | 平成21年9月24日 | 棄却 | 薬剤師に発症した「うつ病」 |
| 平成20年労第574号 | 大阪 | 平成21年7月22日 | 棄却 | 出張中、同僚女性にセクハラしたことにより会社から受けた処分、対応により「適応障害」を発症 |
| 平成20年労第576号 | 大阪 | 平成21年9月16日 | 棄却 | システム開発業務に従事する者に発症した「躁うつ病」平成21年労第296号 併合 |
| 平成20年労第577号 | 東京 | 平成21年8月12日 | 棄却 | 自動車電装部品の運搬等に従事する者に発症した「不眠症、抑うつ神経症」 |
| 平成20年労第582号 | 東京 | 平成21年8月26日 | 棄却 | 総務担当者に発症した「広場恐怖を伴うパニック障害」「うつ病」「恐怖症」 |
| 平成21年労第13号 | 埼玉 | 平成21年9月2日 | 棄却 | レンズ加工業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第19号 | 東京 | 平成21年9月9日 | 棄却 | 不動産売買におけるコンサルティング業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第20号 | 東京 | 平成21年9月24日 | 棄却 | 資料準備、機関紙の編集等の業務に従事する者に発症した心因反応 |
| 平成21年労第25号 | 東京 | 平成21年11月18日 | 棄却 | ソフトウェア開発等に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第27号 | 大阪 | 平成21年9月24日 | 棄却 | 開発部部門長としてシステムインテグレーションサービスに関する業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第30号 | 神奈川 | 平成21年12月9日 | 棄却 | 整備士に発症した「不眠症、慢性疲労症候群」 |
| 平成21年労第39号 | 大阪 | 平成21年10月21日 | 棄却 | トラック乗務員に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第46号 | 北海道 | 平成21年9月2日 | 棄却 | 版下作成業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第52号 | 京都 | 平成21年9月2日 | 棄却 | 総務部長として財務面の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第56号 | 福岡 | 平成21年11月11日 | 取消 | 現場監督に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第62号 | 神奈川 | 平成22年3月10日 | 棄却 | 彫刻機担当として製品作成・検査業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第64号 | 大阪 | 平成21年10月28日 | 棄却 | 造園設計技師に発症した躁うつ病 |
| 平成21年労第67号 | 東京 | 平成21年9月24日 | 取消 | テレアポの内勤業務に従事する者がパワハラにより「うつ病」を発症 |
| 平成21年労第82号 | 東京 | 平成21年11月18日 | 棄却 | バス運転手に発症した「混合性不安抑うつ障害」 |
| 平成21年労第89号 | 大阪 | 平成21年9月24日 | 棄却 | 看護師に発症した「適応障害」 |
| 平成21年労第93号 | 東京 | 平成22年3月24日 | 棄却 | システム設計、開発等に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第104号 | 東京 | 平成21年11月11日 | 棄却 | パーキングメーターの組立業務に従事する者に発症した「うつ病」 |

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|-------------|----|--|
| 平成21年労第105号 | 神奈川 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 商品配送に係る在庫確保等の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第108号 | 神奈川 | 平成21年10月28日 | 棄却 | 設計業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第111号 | 宮崎 | 平成21年11月18日 | 棄却 | 営業職に従事する者に発症した「抑うつ状態」 |
| 平成21年労第114号 | 千葉 | 平成21年10月14日 | 棄却 | 給油関係業務に従事する者に発症した「急性心因反応」 |
| 平成21年労第117号 | 東京 | 平成21年10月21日 | 棄却 | 警備業務に従事する者に発症した「うつ病、不眠症」 |
| 平成21年労第130号 | 熊本 | 平成21年10月28日 | 棄却 | 型杣大工に発症した「解離性転換性障害」 |
| 平成21年労第152号 | 千葉 | 平成21年11月18日 | 棄却 | 運行管理に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第169号 | 東京 | 平成21年10月7日 | 棄却 | コンビニを営む特別加入者に発症した「適応障害」 |
| 平成21年労第171号 | 広島 | 平成21年11月25日 | 棄却 | 営業職に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第173号 | 東京 | 平成21年11月18日 | 棄却 | 不良債権回収等に従事する者に発症した「神経症性障害」 |
| 平成21年労第178号 | 和歌山 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 販売員に発症した「統合失調症」 |
| 平成21年労第179号 | 茨城 | 平成21年12月16日 | 棄却 | パソコン入替業務に従事する者に発症した「パニック障害」 |
| 平成21年労第180号 | 山形 | 平成21年12月9日 | 棄却 | 業務部長が減給・降格等により「うつ病」を発症 |
| 平成21年労第183号 | 茨城 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 事務職員が転勤。遠距離通勤により「良性頭位めまい症、めまい症」を発症 |
| 平成21年労第186号 | 東京 | 平成22年2月10日 | 棄却 | 海外等で工事現場施工管理等の業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第193号 | 静岡 | 平成21年12月2日 | 棄却 | 放射線関係業務に従事する者に発症した「抑うつ状態」 |
| 平成21年労第197号 | 岡山 | 平成21年11月18日 | 棄却 | 石綿関係業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第203号 | 東京 | 平成21年12月25日 | 取消 | 保育士に発症した「身体表現性障害・適応障害」 |
| 平成21年労第209号 | 宮城 | 平成22年2月3日 | 棄却 | 整備管理者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第210号 | 群馬 | 平成22年2月3日 | 棄却 | 大型貨物自動車の整備業務に従事する者に発症した「反復性うつ病性障害」 |
| 平成21年労第212号 | 京都 | 平成21年12月9日 | 棄却 | 総務部長兼取締役が発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第214号 | 京都 | 平成22年2月17日 | 棄却 | パソコンの操作指導、営業統計、ホームページの作成等に従事する者に発症した「不安障害、うつ病」 |
| 平成21年労第216号 | 広島 | 平成22年3月17日 | 棄却 | 所長代理が業務中負傷、その後「器質性精神障害」を発症 |
| 平成21年労第224号 | 北海道 | 平成22年2月10日 | 棄却 | 法面工に発症した「双極性感情障害」 |
| 平成21年労第226号 | 宮崎 | 平成21年11月25日 | 棄却 | チラシ作成業務に従事する者に発症した「ストレス反応」 |
| 平成21年労第233号 | 神奈川 | 平成22年3月10日 | 棄却 | 看護師に発症した「適応障害」 |
| 平成21年労第241号 | 東京 | 平成21年12月16日 | 棄却 | システム保守等に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第244号 | 愛知 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 車掌に発症した「心因反応」 |
| 平成21年労第245号 | 東京 | 平成22年1月27日 | 棄却 | 事務職に発症した「気分変調性障害」 |
| 平成21年労第248号 | 大阪 | 平成22年1月7日 | 棄却 | バス運転士に発症した「神経症」 |
| 平成21年労第252号 | 大阪 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 駅売店の接客等に従事する者に発症した「うつ病」 |

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|-------------|----|---|
| 平成21年労第253号 | 東京 | 平成21年12月2日 | 棄却 | 建築物の評価・診断の業務に従事する者に発症した「反応性うつ病」 |
| 平成21年労第262号 | 福岡 | 平成22年2月3日 | 棄却 | 配達業務に従事する者に発症した「不安神経症、うつ病」 |
| 平成21年労第267号 | 大阪 | 平成22年3月24日 | 棄却 | システムエンジニアがパワハラにより「自律神経失調症」等を発症 |
| 平成21年労第279号 | 福岡 | 平成21年12月16日 | 棄却 | 医薬品及び健康関連商品の入出荷・検品、商品補充、在庫整理等の作業に従事する者に発症した「反応性うつ病」 |
| 平成21年労第280号 | 大阪 | 平成22年1月7日 | 棄却 | デザイナーに発症した「神経性うつ病」 |
| 平成21年労第281号 | 福岡 | 平成22年1月7日 | 棄却 | 消費者金融業に従事する者に発症した「うつ状態」 |
| 平成21年労第282号 | 大阪 | 平成21年12月9日 | 取消 | 介護業務に従事する者に発症した「重度ストレス反応」 |
| 平成21年労第287号 | 埼玉 | 平成21年12月25日 | 棄却 | パニック障害に係る業務上外及び休業期間に係る時効について |
| 平成21年労第291号 | 宮崎 | 平成22年1月27日 | 棄却 | 保険外交員に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第292号 | 福岡 | 平成22年1月7日 | 棄却 | 自動車部品に製造等に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第296号 | 大阪 | 平成21年9月16日 | 棄却 | システム開発業務に従事する者に発症した「躁うつ病」平成20年労第576号 併合 |
| 平成21年労第299号 | 京都 | 平成21年12月25日 | 棄却 | 電気機器の商品開発設計に従事する者に発症した「パニック障害」、「うつ病」 |
| 平成21年労第308号 | 東京 | 平成22年1月27日 | 棄却 | 坑内作業等に従事した者に発症した「神経性障害」 |
| 平成21年労第309号 | 大阪 | 平成22年3月30日 | 棄却 | マンション販売営業に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第314号 | 東京 | 平成22年2月24日 | 棄却 | 企画・営業事務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第318号 | 東京 | 平成22年3月24日 | 棄却 | バス運転手に発症した「自律神経失調症」 |
| 平成21年労第320号 | 北海道 | 平成22年3月17日 | 棄却 | 製造部門に従事する者に発症した「心因性めまい」 |
| 平成21年労第322号 | 福岡 | 平成22年2月10日 | 棄却 | 住込み管理人に発症した「パニック障害」 |
| 平成21年労第326号 | 東京 | 平成22年2月3日 | 棄却 | 電気機器の販売営業従事者に発症した「気分障害」 |
| 平成21年労第332号 | 東京 | 平成22年3月17日 | 棄却 | バス運転手に発症した「睡眠障害、過敏性腸症候群」 |
| 平成21年労第334号 | 富山 | 平成22年3月10日 | 棄却 | 銀行員として外為業務に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第336号 | 岐阜 | 平成22年2月10日 | 棄却 | 管理部経理担当者がうつ病を発症 |
| 平成21年労第345号 | 愛知 | 平成22年3月17日 | 棄却 | 携帯機器の事業に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第351号 | 大阪 | 平成22年3月10日 | 棄却 | パソコンによる単純入力作業に従事する者に発症した「適応障害」 |
| 平成21年労第361号 | 北海道 | 平成22年3月10日 | 棄却 | 監視及び警備業務に従事する者に発症した「抑うつ状態」 |
| 平成21年労第372号 | 山梨 | 平成22年2月17日 | 棄却 | 製造部長に発症した「うつ病」平成21年労第374号 併合 |
| 平成21年労第374号 | 山梨 | 平成22年2月17日 | 棄却 | 製造部長に発症した「うつ病」平成21年労第372号 併合 |
| 平成21年労第376号 | 東京 | 平成22年2月17日 | 棄却 | 文化人のマネジメント等に従事する者に発症した「外傷後ストレス障害」 |
| 平成21年労第392号 | 福岡 | 平成22年3月30日 | 棄却 | 検査員としての外観検査に従事する者に発症した「右眼瞼・顔面の痙攣、不安神経症、うつ病」 |
| 平成21年労第401号 | 京都 | 平成22年3月3日 | 棄却 | 生保社員に発症した「適応障害」 |

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|------------|----|----------------------------------|
| 平成21年労第402号 | 福岡 | 平成22年3月24日 | 棄却 | ステンレス研磨屑の選別作業等に従事する者に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第406号 | 愛知 | 平成22年3月24日 | 棄却 | アイスクリームの製造等を行う者に発症した「統合失調症」 |
| 平成21年労第419号 | 東京 | 平成22年3月30日 | 棄却 | プロジェクト管理業務補佐に従事する者に発症した「ストレス性障害」 |
| 平成21年労第422号 | 岡山 | 平成22年3月24日 | 棄却 | 福祉学科教授に発症した「うつ病」 |
| 平成21年労第452号 | 大阪 | 平成22年3月10日 | 棄却 | トラック運転手に発症した「神経症」 |

障害等級

| 事件番号 | 都道府県 | 裁決年月日 | 結果 | 事件概要 |
|-------------|------|------------|----|---------------------------------|
| 平成20年労第272号 | 京都 | 平成21年5月20日 | 棄却 | 教育教材の訪問販売を行う者が業務上負傷、その後「うつ病」を発症 |

平成20年労第28号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted]

再 審 査 請 求 代 理 人

[Redacted]

原 処 分 を し た 行 政 庁

北海道函館市新川町25-18

函館地方合同庁舎

函 館 労 働 基 準 監 督 署 長

決定をした審査官

北海道労働者災害補償保険審査官

岡 田 康 治

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、函館労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成18年4月21日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫■■■■（昭和■■年■■月■■日生、男、以下「被災者」という。）は、平成5年より■■■■会社（以下「会社」という。）■■工場に勤務し、製造チーム工務ライン業務を担当していた。主な業務としては、工場機械の故障整理、点検整備等である。また、機械修理以外に、部品の修理や部品の加工、作業台などの製作物の作成や、年2回の生産ラインへの応援業務等にも従事していたが、平成16年3月25日■■■■の■■の鉄塔にナイロン製のロープを首に巻いて縊死しているのが、発見されたものである。

請求人は、被災者の死亡が業務に起因するものとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の支給請求をしたところ、監督署長は、「業務に起因した精神障害の発病とは認められない。」として、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、北海道労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成19年11月19日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

請求人は、再審査請求の理由で、要旨、次のように述べている。

1

[Redacted text block]

2

[Redacted text block]

3

[Redacted text block]

4

[Redacted text block]

5

[Redacted text block]

第3 原処分庁の意見

監督署長は、主文同旨の裁決を求める旨の意見書を提出し、その意見の要旨は決定書（丙23。以下同じ。）理由第1の3に記載されたところと同旨であるので、これを引用する。

ウ

エ

オ

カ

2 以上みたところにより本件について判断するに、次のとおりである。

(1) 精神障害発病の有無等について

北海道労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会意見書（以下「専門部会意見書」という。）で、被災者に現れた症状はICD-1.0診断ガイドラインに照らし判断すると、「F32うつ病エピソード」とし、判断指針で示された対象疾病に該当するとしている。精神障害の発病時期については、抑うつ気分、自信の低下等の症状が出現した平成15年11月初旬頃としており、当審査会もこの判断を妥当と考える。

(2) 業務上外の判断について

ところで、被災者は精神障害を発症したものと認められるが、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（平成11年9月14日付け基発第544号。以下「判断指針」という。要旨は別紙1に記載する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、上記判断指針の考え方に基づいて本件を検討すると、次のとおりである。

ア 被災者の本件発病日前のおおむね6か月間の業務に関連した具体的な出来事を見ると、被災者の業務内容は多岐にわたり、機械の調整・修理、備品の作製、工場内の環境整備等に加え、製造部署の季節応援の業務等が加わり、特に平成15年秋頃（9月、10月）よりこれが顕著であったと請求人らは主張し、これに「 」の業務が加わって多忙であり心理的負荷が強かったとするものである。これを業務による心理的負荷の評価について判断指針の表1で示されている出来事の類型にあてはめると「仕事の量・質の変化」、具体的な出来事として「仕事内容・仕事量の大きな変化があった」に該当し、業務による平均的心理的負荷の評価は「Ⅱ」程度に該当する。

イ この出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正についてみると、 は平成17年11月10日付けの聴取書で、被災者の業務内容については、「工務係で必ず毎日行う作業というものは特にありません。工場の機械の故障があったときは修理をしたり、故障がないときは作業台など色々な物の製作物を作ったりすることが主な仕事でした。製作物もないときは、整理整頓をしたり、または「 」の仕事をしていました。何も作業をしない待機しているような時間はありませんでした。」と述べている。請求人は「 」の心理的、肉体的負荷についても主張しているが、 は聴取書で、「作業は日中明るいときに作業をしていました。ただ後半は作業が間に合わないので、被災者が2～3回くらい自主的に休日に出勤して作業をしていたことがありましたが、昼過ぎに出てきて1～2時間作業をしていたくらいでした。」と述べ、また「実際の作業も前半は私が中心になって行いましたが、後半は被災者とボイラーの人が中心に作業を進めていました。」と被災者には心理的にも負荷がなかったとも述べている。この業務改善運動は数年前から始まったもので、その成績発表が平成16年1月にあったことから多少の心理的負荷になったことは考えられるが、「 」での業務が心理的・肉体的負荷が過重なものであったとまでは判断できない。したがって、当審査会としては、仕事内容・仕事量の変化の程度に過重なものはなく、強度の修正をする要素がないものと判断する。

ウ 出来事に伴う変化等についてみると、発病前おおむね6か月間をみても、

事業場の対応等には、特に問題となる事項は見られない。

エ 被災者の時間外労働時間については、1月の時間外労働時間数は最長で64時間40分であり、月平均の時間外労働時間数も50時間程度で推移をしている。■は平成17年11月10日付けの聴取書で「残業は1か月55時間以上できないので、私は二人勤務の時は準管理職の私が残って、被災者は定期的に帰宅させて時間調整をしておりました。タイムカードで残業時間が毎月55時間となっておりますが、私が時間調整していたためです。被災者が残業して私が先に帰ることは絶対にありませんでした。被災者が一人勤務のときの帰宅時間はタイムカードのとおりだと思います。タイムカードを押した後に残業しないようには言うておりました。」と述べており、また、会社は組合との間で月55時間におさえる協定を締結しており、請求人が平成19年1月17日付けの聴取書で述べているように、被災者は労働組合の役員も経験し、協定についても熟知していたものと思われる、さらに、会社のチームリーダーの■は平成18年11月2日付け聴取書で「労働組合との協定もある訳ですから被災者には配慮しておりました。」とも述べていることからしても、おおむね、タイムカードでほぼ正確に時間管理されているものと考えられる。

なお、審査官は、被災者の時間外労働時間を集計し直しているが、この集計でも被災者の発症前最大の時間外労働時間は、平成15年9月で75時間10分であり、その他の月は概ね60時間前後となっている。

したがって、時間外労働時間は過重なものであったと判断することができない。

オ 請求人らは、労働時間については、「タイムカードの打刻をしたのち、サービス残業があった」、「労働時間に関する会社の主張及び会社の従業員の供述のいずれも信用性が乏しい」、「再審査請求人が把握していた被災者の帰宅時間に基づいて算出した時間外労働時間は、被災者の被災直前1か月前で136時間20分の時間外労働があった」とも主張している。しかし、被災者の労働時間については、上記で述べているとおりであり、ボイラー管理を一緒にやっていた■は、平成18年1月25日付けの聴取書で「被災者は遅いときは午後9時から10時まで残業をしていたことは何度かありましたが、ほとんどの場合は午後7時か8時頃には帰宅して

いました。■さんが休みの日に被災者が遅くまで残業していたことはなかったと思います。夜間などに機械のトラブルがあった場合は、上司の■さん呼び出すことがほとんどで、被災者を電話で呼び出すことはほとんどありませんでした。」と■と同一の内容の供述をしており、会社提出の資料には信憑性があるものと考えられる。

また、請求人らは、被災者の被災直前1か月の時間外労働時間は155.5時間、2か月の時間外労働時間は104.5時間、3か月の時間外労働時間は108時間と主張しているが、これについても、①請求人らが、被災者の被災直前1か月の時間外労働時間を155.5時間としている労働時間の算出の根拠が明確に述べられていないこと、②審理の席上で、請求人らから精神障害発症の平成15年11月以前の過重な労働状態についての説明がなされず、さらにその実態を示す資料も提出されていないことから、請求人らが主張する労働時間に見合う業務を行った根拠が明白ではないと受けとらざるを得ない。

カ したがって、これらを総合すると本件の業務による心理的負荷の総合評価は「中」程度であり、「強」と評価できるものではない。

キ 請求人はその他の主張として、「休日や早朝、夜間であっても、会社に呼び出されることがしばしばあり、被災者は、帰宅しても四六時中緊張を強いられている。」と述べていることについても、■は聴取書で「夜間に機械が故障した時などの夜間呼び出しなどについても、私がいる限り私が呼び出されますので、被災者が夜間に呼び出されることは基本的にはありません。」と述べており、上記オでも■が「呼び出し業務は、上司■が行っていた。」と述べていることから、請求人らの主張を認めることができない。

ク また、「平成16年3月25日の被災の直前の時期には、それ以前に比べてより一層過重な業務に従事することが余儀なくされた」、「今迄上司が行っていた業務を全て自分がやらなければならない。」、「無資格のまま工務の業務に従事していたという被災者の心理的・肉体的負荷を無資格者に資格を要する業務に従事させていた。」、「工務係は1名体制であり、人員が不足していた。」等の被災者の負荷を述べている。しかし、これらは、そもそも平成16年3月25日の被災の直前の時期の出来事であり、

仮にこれらを評価したとしても、これらの出来事は、■が職場から異動した後の職場環境が被災者の心理的負荷となったという話しであり、■の■への転勤日が平成16年3月19日で、3月18日まで■事業所に在籍したことからすると、3月19日から3月25日までの極めて短い期間にこれらの業務負荷があったと述べているに過ぎず、この点からも、請求人らの過重性の主張は検討に値しない。

ケ さらに、平成21年2月25日付け「意見書」として、被災者が亡くなる前に卓上カレンダーに記載していた入社時間及び退社時間に基づいた平成15年11月の時間外労働時間の推定表を当審査会に提出して来ている。この資料は、被災5年後のこの時期に、対象時期が1か月のみの卓上カレンダーを提出し、平成15年11月当時の時間外労働時間を推計しているものであるが、この資料には、当審査会が審理の席上、精神障害発症の平成15年11月以前の過重な労働状態の実態を明らかにするものを要求し、提出させたものであり、要求した業務内容についてはいっさい記述されておらず、信頼できる資料とは判断できない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価については、特段のものは認められない。

また、個体側の要因の評価についても、特段の事項は認められない。

(5) 以上のことから、業務による心理的負荷は「強」とは言えず、客観的にみて同種労働者にとって精神障害を発病させる危険のある程度のものであったとは認められず、判断指針の考え方に照らし総合的に判断すると、本件精神障害の発症に業務が主たる要因となったと解することはできない。

なお、厚生労働省労働基準局長は、平成21年4月6日付けで判断指針の一部改正を通知したが、当該判断指針によって判断しても、上記判断を左右しない。

(6) したがって、被災者の自殺（縊死）は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

平成21年5月20日

労働保険審査会

審査長 平岡昌和

審査員 中嶋士元也

審査員 神尾真知子

(別紙1)

「精神障害等に係る判断指針」要旨(平成11年9月14日付け基発第544号)

本件疾病のような精神障害の発病には、多くの場合、素因、環境因(身体因、心因)の複数の病因が関与していると考えられているが、これに関し、労働省(現厚生労働省)の「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」(座長■■■■■医師)による平成11年7月29日付けの報告書は、精神障害の成因に関しては「ストレス-脆弱性」理論(環境由来のストレス(心理的負荷)の強弱と個体側の反応性・脆弱性の強弱との相関関係で、精神的破綻が生じるか否かが決まるとの考え方)を採用した上で、精神障害に係る業務起因性の判断は、「業務のストレス」と「業務外のストレス」、「個体側要因」を総合評価して行う必要があるとの考え方を明らかにするとともに、各種ストレスの強弱を客観的に評価するための「ストレス評価表」など判断のための具体的基準を示しているところであり、労働省労働基準局長も、上記報告書の考え方に基づいて、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」(平成11年9月14日付け基発第544号。「判断指針」という。)を策定している。

判断指針は、最新の精神医学等の専門的な知見に基づくものであり、その作成経緯をも考慮すると、当審査会としても妥当なものとする。

判断指針の考え方及び評価手法は、おおむね次のとおりである。

- ① まず、精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名についての判断を行う。
- ② 当該精神障害の発病に影響した可能性のある「業務によるストレス」の評価については、原則として、当該精神障害発病前おおむね6か月以内の業務に関連する出来事について、それを同種の労働者がどう受け止めるかとの観点から客観的に評価する。

この場合は、当該出来事を「ストレス評価表」(判断指針上では「心理的負荷評価表」)に類型化された出来事に当てはめて当該出来事によるストレスの平均的強度(I、II又はIII)を把握し、これを基準として、個々の事例によって、ストレス強度をより強く、あるいはより弱く評価する(常態的な長時間労働が背景として認められる場合は、ストレス強度をより強く評価する。)

なお、「I」は日常的に経験するストレスで一般的に問題とならない程度のストレスを、「III」は人生の中でまれに経験することもある強いストレスを、「II」はその中間に位置するストレスをそれぞれ意味する。

- ③ さらに、当該出来事に続いて、または当該出来事への対処に伴って生じる変化（労働の長時間化、仕事の質、量の変化、責任の変化等）によるストレスの過重や緩和をも評価する。
- ④ 以上により、当該出来事によるストレスが客観的にみて、同種労働者にとっても精神障害を発病させる危険のある強度のストレスであったか否かを判断する。
- ⑤ 業務以外のストレス要因が認められる場合には、そのストレス強度を評価し、業務起因性の有無の判断の際に考慮する。
- ⑥ 個体の脆弱性については、既往症、生活史、アルコール等依存状況、性格傾向等から精神医学的に判断する。

(別紙)

1 請求人の提出した資料

- (1) 遺族補償給付及び葬祭料不支給決定通知書写 (審査官経由) (甲1)
- (2) 意見書 (平成18年9月29日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲2)
- (3) 意見書 (2) (平成18年9月29日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲3)
- (4) 遺書とおもわれるメモ写 (審査官経由) (甲4)
- (5) 決定書 (平成18年3月24日決定) 写 (審査官経由) (甲5)
- (6) 判決文 (平成15年()第 号 地裁判決) 写 (審査官経由) (甲6)
- (7) 意見書 (平成18年10月29日付 メンタルクリニック医師 作成) 写 (審査官経由) (甲7)
- (8) 意見書 (3) (平成18年12月21日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲8)
- (9) 意見書 (平成21年1月22日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲9)
- (10) 意見書 (平成21年2月25日付請求代理人作成) 写 (審査官経由) (甲10)

2 監督署長の提出した資料

- (1) 遺族補償年金支給請求書写 (乙1)
- (2) 葬祭料請求書写 (乙2)
- (3) 死亡診断書 (平成17年8月4日付 内科医院医師 作成) 写 (乙3)
- (4) 戸籍謄本写 (乙4)
- (5) 住民票写 (乙5)
- (6) 補償給付実地調査復命書 (平成18年4月14日作成) 写 (乙6)
- (7) 精神障害等の業務起因性判断のための調査票写 (乙7)
- (8) 警察署刑事第一課長からの面談記録書写 (乙9)
- (9) 捜査結果等の照会書 (平成17年10月21日付 警察署署長あて) 写 (乙10)
- (10) 同上の回答 (平成17年11月10日付 警察署署長作成) 写 (乙11)

- (11) 陳述書（平成17年8月11日付請求人作成）写（乙12）
- (12) 請求人申立書（平成17年9月22日函館労働基準監督署受付請求人作成）
写（乙13）
- (13) 委任状写（乙14）
- (14) 意見書（平成17年8月11日付請求代理人作成）写（乙15）
- (15) 被災者のノート写（乙16）
- (16) 被災者のメモ写（乙17）
- (17) 報告書（平成17年9月16日函館労働基準監督署受付[REDACTED]会社
作成）写（乙18）
- (18) 意見書（平成17年12月27日付[REDACTED]会社作成）写（乙19）
- (19) 会社案内写（乙20）
- (20) 事業場写真写（乙21）
- (21) 組織図（平成14年10月19日現在）写（乙22）
- (22) 組織図（平成17年4月1日現在）写（乙23）
- (23) 定款写（乙24）
- (24) 就業規則写（乙25）
- (25) 賃金規程写（乙26）
- (26) 時間外及び休日労働に関する協定書写（乙27）
- (27) 日程表写（乙28）
- (28) 住所録写（乙29）
- (29) タイムカード（被災者、平成14年2月19日～平成16年3月24日分）
写（乙30）
- (30) タイムカード（[REDACTED]、平成16年3月15日～平成16年4月18日分）
写（乙31）
- (31) 出勤簿（[REDACTED]、平成14年2月19日～平成16年3月18日分）写（乙
3.2）
- (32) 社員社内履歴データ（被災者及び[REDACTED]）写（乙33）
- (33) 履歴書写（乙34）
- (34) 賃金台帳（平成14年～平成16年分）写（乙35）
- (35) 通勤経路及び方法の登録書写（乙36）
- (36) 健康診断結果報告書写（乙37）

- (37) 診療履歴等の照会（平成17年9月27日付 [redacted] 社会保険事務所長あて）
写（乙38）
- (38) 診療履歴等の回答（平成17年11月14日付 [redacted] 社会保険事務所長作成）
写（乙39）
- (39) [redacted] に関する資料写（乙40）
- (40) 同上の計画書、報告書写（乙41）
- (41) 韓国世界遺産旅行レポート写（乙42）
- (42) 請求人からの聴取書（平成17年9月22日作成）写（乙43）
- (43) 請求人からの聴取書（平成17年10月7日作成）写（乙44）
- (44) 請求人からの聴取書（平成17年10月21日作成）写（乙45）
- (45) 請求人からの遺族聴取書（平成17年10月21日作成）写（乙46）
- (46) 請求人からの聴取書（平成17年12月26日作成）写（乙47）
- (47) 請求人からの電話聴取書（平成18年2月20日作成）写（乙48）
- (48) 被災者母 [redacted] からの聴取書（平成17年12月13日作成）写（乙49）
- (49) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成17年11月2日作成）写
（乙50）
- (50) [redacted] 会社 [redacted] からの電話聴取書（平成17年12月2日作成）
写（乙51）
- (51) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成17年11月10日作成）
写（乙52）
- (52) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成17年11月2日作成）写
（乙53）
- (53) [redacted] 会社 [redacted] からの電話聴取書（平成17年12月2日作成）
写（乙54）
- (54) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成18年2月24日作成）写
（乙55）
- (55) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成18年2月24日作成）写（乙
56）
- (56) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成18年1月25日作成）写
（乙57）
- (57) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書（平成18年1月25日作成）写（乙

58)

(58) 意見書（平成18年4月4日付北海道労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会座長齋藤利和作成）写（乙59）

3 審査官の提出した資料

(1) 請求人からの聴取書（平成18年7月21日作成）写（丙1）

(2) 請求人からの聴取書（平成19年1月17日作成）写（丙2）

(3) ████████会社██████からの聴取書（平成18年11月1日及び2日作成）写（丙3）

(4) ████████会社██████からの聴取書（平成18年11月1日作成）写（丙4）

(5) ████████会社██████からの聴取書（平成18年11月1日及び2日作成）写（丙第5号証）

(6) ████████会社██████からの聴取書（平成19年1月16日作成）写（丙6）

(7) ████████労働組合██████からの電話聴取書（平成19年1月31日作成）写（丙7）

(8) ████████会社██████からの電話聴取書（平成18年10月26日作成）写（丙8）

(9) ████████会社██████からの電話聴取書（平成19年1月31日作成）写（丙9）

(10) ████████会社██████からの電話聴取書（平成18年10月26日作成）写（丙10）

(11) 関係資料の提出依頼書（平成19年1月10日付██████会社██████事業所長あて）写（丙11）

(12) 回答書（平成19年1月31日付██████会社作成）写（丙12）

(13) タイムカード（██████、平成16年5月～平成18年10月分）写（丙13）

(14) タイムカード（██████、平成16年9月～平成18年10月分）写（丙14）

(15) 意見書（██████会社作成）写（丙15）

(16) 履歴書及び職務経歴書（██████）写（丙16）

(17) 「██████」計画書及び結果報告書写（丙18）

- (18) ████████に係る照会（平成19年4月13日付██████会社██████事業所長あて）写（丙19）
- (19) 回答書（平成19年4月27日付██████会社██████作成）写（丙20）
- (20) 労働時間集計表写（丙21）
- (21) 労働保険審査請求書写（丙22）
- (22) 決定書写（丙23）

なお、乙8、丙17は欠番である。

平成20年労第170号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted]

再 審 査 請 求 代 理 人

[Redacted]

原 処 分 を し た 行 政 庁

京都府京都市下京区四条通東洞院

東入立売西町60番地

日本生命四条ビル5階

京 都 下 労 働 基 準 監 督 署 長

決 定 を し た 審 査 官

京都労働者災害補償保険審査官

瀬 戸 一 雄

ちなみに、請求人は、これ以前の平成5年1月18日を初診として、
センター（以下「センター」という。）にて「不安神経症ないし抑うつ神経症」の診断のもとに治療を受けていた。その後、平成5年5月10日の受診時において、「休み中なので全く薬は使わずに済んでいる」とのことから、「いったん治療終了」とされており、平成7年1月19日までの約1年8か月の間は、同傷病による医療機関への受診、服薬はなく、通常に勤務していた。

しかし、平成7年1月19日には症状再発し、再び通院を開始している。

第2 再審査請求の理由

請求人は、再審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

- ①
センター
センター
センター
センター
- ②
センター
センター
センター
- ③
センター
センター
センター
センター
センター
センター

第3 原処分庁の意見

監督署長は、主文同旨の裁決を求める旨の意見書を提出し、その意見の要旨は決定書（丙13。以下同じ。）理由第1の3に記載されたところと同旨であるので、これを引用する。

第4 争点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙記載のとおりである。

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

- 1 当審査会の事実の認定は、2において付加するほかは、決定書理由第2の2の(1)を引用する。

この場合において、決定書理由第2の2の(1)中「A医師」から「S」とあるのは、それぞれ次のとおりとする。

- ・ A医師 [redacted] 医師 (以下「[redacted] 医師」という。)
- ・ B医師 [redacted] 医師 (以下「[redacted] 医師」という。)
- ・ C医師 [redacted] 医師
- ・ D医師 [redacted] 医師
- ・ E医師 [redacted] 医師
- ・ F医師 [redacted] 医師
- ・ G医師 東原繁樹医師 (以下「東原医師」という。)
- ・ I医師 [redacted] 医師
- ・ K [redacted]
- ・ L [redacted]
- ・ M [redacted]
- ・ N [redacted]
- ・ O [redacted]
- ・ P [redacted]
- ・ Q [redacted]
- ・ R [redacted]
- ・ S [redacted]

- 2 請求人及び再審査請求代理人 (以下「請求人ら」という。) は、平成21年2月4日当審査会開催の本件公開審理に出席し、平成20年4月4日付けの「再審査請求書」に添付された「再審査請求の理由」と題する書面記載の内容と同旨の申述をするほか、要旨、次のとおり述べている。

- ① [redacted]
- ② [redacted]
- ③ [redacted]

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

3 以上みたところにより本件について判断すると、次のとおりである。

(1) 請求人の疾病名及び発病時期

滋賀労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、「平成5年1月18日に「F43.2 適応障害」を発病したが、平成5年5月10日いったん治療終了、治癒となった。その後、平成7年1月19日に、同じく適応障害を再発。さらに、適応障害の経過の途中から、アルコール依存症も加わった病態となっている。」としており、これに関して、京都労働局地方労災医員の東原医師は、専門部会の「適応障害」との見解を踏まえつつ、平成18年7月21日京都下労働基準監督署受付けの意見書において、「なお、この診断名は2年を超えないことと定義されているので、厳密に当てはめると、平成9年1月19日からは操作的に他の診断名に変更しなければならず、それまでの経過から「F34.1 気分変調症」が適当と思われる。」との意見を述べている。

また、主治医の ██████████ センターの ██████████ 医師も、平成17年8月3日東近江労働基準監督署受付けの診断書及び平成19年2月5日作成の意見書にお

いて、「平成5年1月18日の疾病と平成7年1月19日の疾病との関係は同じ疾病の「再発」と考えられる。」、「平成7年1月症状再燃し、再び通院を開始する。その後は同様の治療を継続したが、不安・抑うつ状態は消長し、平成15年6月には困惑状態となり、当科に10日間短期入院している。その後は通院治療を継続しているが、不安・抑うつ状態が遷延・固着化している。」、「平成13年12月20日を境とした非連続的な病状の悪化は、前主治医のカルテ記載上明らかではない。」との意見を述べている。

これら専門部会及び両専門医の意見を総合して検討すると、請求人は、平成7年1月に「F43.2 適応障害」を再発し、その経過の途中からアルコール依存症も加わった病態となっていたものであるが、平成13年9月に■■■■に職場が変わり、同年12月に請求人の主張する暴行行為が発生した時点では、適応障害の診断名を操作的に他の診断名に変更した「F34.1 気分変調症」と「F10 アルコール使用による精神および行動の障害」が発症していたものと判断される。

- (2) ところで、本件精神障害が労災保険法による保険給付の支給対象となるためには、それが業務に起因するものであると認められなければならない。そして、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（平成11年9月14日付け基発第544号）」（以下「判断指針」という。要旨は決定書別紙を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。
- (3) そこで、上記(2)の判断指針の考え方にに基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

ア 請求人は、再審査請求の理由において、要旨、「暴行以前は、治療しながら普通に勤務していたのである。しかし、その暴行以降に体調を崩し、それを境にして症状が増悪した。それを単純に個体側の脆弱性の高さとして判断すべきでない。」と述べ、平成13年の暴力行為、過重労働等を出来事として評価すべきであると主張している。

イ 医証をみると、請求人の主治医である■■■■医師の平成17年8月3日東近江労働基準監督署受付けの診断書においては「平成13年12月20日は当科にも受診し、会社で暴行を受けたと本人も訴えている。その時の体験は本人にとって著しく脅威的な性質のものであったようであり、その後ときにこ

の体験に対するフラッシュバック様の症状が出現している。現在の固着化した不安・抑うつ状態に、その時のことが何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない。」と述べられており、また、██████████クリニックの██████████医師による平成18年9月13日付けの診断書においても「平成13年12月20日に、勤務されている会社にて上司に乱暴され、症状が一時悪化したことがあったことを認める。」旨の記述が見られるが、一方で、██████████医師の前記診断書には「平成7年1月症状再燃し、再び通院を開始する。その後は同様の治療を継続したが、不安・抑うつ状態は消長し、平成15年6月には困惑状態となり、当科に10日間短期入院している。」とあって平成13年12月時点における症状の変化についての特段の記述は見られず、また、同医師の平成19年2月5日付け意見書においても「平成13年12月20日を境とした非連続的な病状の悪化は、前主治医のカルテ記載上明らかではない。」とされているところであり、平成13年12月20日の時点において、請求人の症状が明らかに増悪したと認めることはできない。したがって、本件においては、平成7年1月の精神障害再発前6か月間の業務による心理的負荷を検討することとなる。請求人は、平成13年9月の██████████への転勤、同年12月20日の請求人の主張する暴行行為の時点ではすでに精神障害が発病し、治療を継続していたものであり、請求人が「再審査請求の理由」等において主張する各種の出来事は、いずれも平成7年1月の本件疾病再発後相当の期間を経過した後の出来事であり、判断指針に照らせば、業務起因性の判断の対象となるものではなく、再発後の出来事を対象とする請求人の主張は採用できない。

ウ そこで、判断指針に基づき、この平成7年1月の再発前おおむね6か月の間の業務による心理的負荷をもたらす出来事について検討すると、請求人は、平成17年11月17日、東近江労働基準監督署職員による聴取りにおいて、「仕事がデジタル化され、部署や上司や部下が変わり、体調が崩れ、不整脈が出て受診した。」と述べているところである。

(ア) このうち「仕事がデジタル化された」を判断指針別表1の具体的出来事に当てはめれば、「職場のOA化が進んだ」に該当すると判断され、平均的な心理的負荷の強度は、「I」である。

(イ) また、「部署や上司や部下が変わった」は、「配置転換があった」に該

当すると思われるが、平成17年5月27日付け会社提出の報告書によれば、請求人は、平成2年11月の会社採用以来、平成7年3月までは同じ「デザイン」部門に配属されており、配置転換があったとは認められないが、もしあったとしても、デザイナーという職種は変わらずに同じ事業場内の狭い範囲内での職掌の変更であったと考えられ、平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」は「Ⅰ」に修正すべきであると考ええる。

(ウ) これらについて、出来事に伴う変化等を検討する視点でも、その強度を修正すべき要因は見当たらず、以上からすると、これらの出来事による心理的負荷の強度は到底「強」とはならない。

エ なお、請求人の精神障害について、専門部会は「適応障害の経過の途中から、アルコール依存症も加わった病態となっている。」と述べ、東原医師も平成18年7月11日京都下労働基準監督署受付けの意見書において、「厳密に発症時期を特定するのは困難であるが、平成11年頃には「F10アルコール使用による精神および行動の障害」が発症していたものと考えられる。」と述べているところであるが、請求人のアルコール依存状況については、XXXXXXXXXXセンターの「看護退院時サマリー」に「'93年(平成5年)1月より当科外来通院している。この頃から、妻より、患者の飲酒の仕方に問題があるとの発言があった。」との記載があるように発病当初から見られたものであることからすると請求人の私病であることがうかがわれるところであり、また、請求人もアルコール依存症の業務起因性については何らの主張もしていない。いずれにしても、専門部会及び東原医師の各意見書は、請求人のアルコール依存状況もふまえて検討した上で業務起因性を否定しているものであり、当審査会としてもこれら各意見書の見解は妥当なものであると判断する。

オ 業務以外の要因について検討すると、業務以外の心理的負荷について考慮すべきものは認められない。

個体側要因として、上記のように平成5年よりアルコール等依存状況が認められた。

カ 以上によれば、請求人は、平成7年1月に本件精神障害を発症(再発)したものであるが、本件精神障害発病前おおむね6か月間の業務に関連する出来事による心理的負荷は、客観的にみて同種労働者にとっても精神障害を発

病させるおそれのある強度のものであったとは認められない。したがって、判断指針の考え方に照らして総合的に判断すると、業務に関連する出来事が有力な原因となって本件精神障害を発病したと認めることは困難である。

- (4) なお、請求人は、平成13年9月に、 営業所に職場が変わって以降の出来事により本件精神障害が増悪したと主張しているの、念のためその点を見てみると、決定書理由第2の2の(2)において、平成13年9月に 営業所に職場が変わって以降の出来事についてその心理的負荷を検討したうえで、その総合判断は、「強」と判断することはできず、業務外とするのが妥当であるとしている。

当審査会の考え方は、前記(3)において述べたとおりであるが、決定書の見解は、その結論において妥当なものと判断する。

- 4 以上のとおりであるから、本件精神障害は業務上の事由によるものであると認めることはできず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

平成21年4月1日

労働保険審査会

審査長 坂 本 由 喜 子

審査員 畠 中 信 夫

審査員 伊 藤 博 元

(別紙)

1 請求人の提出した資料

- (1) 休業補償給付不支給決定通知書写 (審査官経由) (甲1)
- (2) 「証拠」と題する文書写 (審査官経由) (甲2)
- (3) 陳述書 (請求人作成) 及び報告書 (平成13年12月29日 [redacted] 作成) 写 (審査官経由) (甲3)
- (4) 診断書 (平成18年9月13日付 [redacted] クリニック [redacted] 医師作成) 写 (審査官経由) (甲4)
- (5) 診断書 (平成13年12月20日 [redacted] 病院 [redacted] 医師作成) 写 (審査官経由) (甲5)
- (6) 診療録 ([redacted] 病院、平成13年12月20日～同月26日分) 写 (審査官経由) (甲6)
- (7) 診療録 ([redacted] 病院、平成13年12月27日付) 写 (審査官経由) (甲7)
- (8) 給与明細書 (平成13年1月～同年12月分) 写 (審査官経由) (甲8)
- (9) 再審査請求理由書 (平成20年4月7日当審査会受付請求人及び請求代理人作成) (甲10)

2 監督署長の提出した資料

- (1) 休業補償給付支給請求書写 (乙1)
- (2) 一部不備の理由書 (平成17年3月5日請求人作成) 写 (乙2)
- (3) 休業不支給決定決議書写 (乙3)
- (4) 業務上外の総合判断評価票写 (乙4)
- (5) 労働時間等の調査結果写 (乙5)
- (6) 申立書 (平成17年4月14日請求人作成) 写 (乙6)
- (7) 業務内容等についての報告書 (平成17年5月27日 [redacted] 会社作成) 写 (乙7)
- (8) 請求人からの聴取書 (平成17年11月17日作成) 写 (乙8)
- (9) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書 (平成18年6月9日作成) 写 (乙9)
- (10) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書 (平成18年6月9日作成) 写 (乙10)
- (11) [redacted] 会社 [redacted] からの聴取書 (平成18年6月9日

- 作成) 写 (乙11)
- (12) [] 会社 [] からの電話聴取書 (平成18年4月20日作成)
写 (乙12)
- (13) [] 会社 [] からの電話聴取書 (平成18年5月22日作成)
写 (乙13)
- (14) 復命書 (平成17年3月8日作成) 写 (乙14)
- (15) 給付実地調査復命書 (平成18年2月21日作成) 写 (乙15)
- (16) 診療履歴の照会 (平成17年4月19日付 [] 社会保険事務所長あて) 写 (乙16)
- (17) 同上の回答 (平成17年5月23日 [] 社会保険事務所長作成) 写 (乙17)
- (18) 診断書の提出依頼 (平成17年7月14日付 [] センター
主治医あて) 写 (乙18)
- (19) 診断書 (平成17年8月3日東近江監督署受付 [] センター
[] 医師作成) 写 (乙19)
- (20) 診療録等の提出依頼書 (平成17年10月7日付 [] センター
長あて) 写 (乙20)
- (21) 診療録 ([] センター) 写 (乙21)
- (22) 診断書の提出依頼書 (平成17年7月14日付 [] 病院主治医あて)
写 (乙22)
- (23) 診断書 (平成17年8月5日付東近江監督署受付同上病院F医師作成) 写 (乙23)
- (24) 診断書の提出依頼書 (平成17年7月14日付 [] クリニック主治医あて)
写 (乙24)
- (25) 診断書 (平成17年9月4日付東近江監督署受付 [] クリニック []
[] 医師作成) 写 (乙25)
- (26) 診療録 ([] クリニック) 写 (乙26)
- (27) 診断書の提出依頼書 (平成17年7月14日付 [] 病院主治医あて) 写
(乙27)
- (28) 診断書 (平成17年7月21日付 [] 病院 [] 医師作成) 写 (乙28)
- (29) 診断書の提出依頼書 (平成17年7月14日付 [] 病院

- 主治医あて) 写 (乙29)
- (30) 診断書 (平成17年7月20日付 [redacted] 病院 [redacted] 医師作成) 写 (乙30)
- (31) 診断書の提出依頼書 (平成17年8月30日付 [redacted] 病院主治医あて) 写 (乙31)
- (32) 診断書 (平成17年9月5日付 [redacted] 病院 [redacted] 医師作成) 写 (乙32)
- (33) 診断書の提出依頼書 (平成17年8月30日付 [redacted] 病院眼科主治医あて) 写 (乙33)
- (34) 診断書 (平成17年9月6日付 [redacted] 病院 [redacted] 医師作成) 写 (乙34)
- (35) 意見書 (平成18年2月14日付滋賀地方労災医員協議会精神障害等専門部会長青木泰亮作成) 写 (乙35)
- (36) 意見書 (平成18年7月21日京都下労働基準監督署受付京都労働局地方労災医員東原繁樹作成) 写 (乙36)

3 審査官の提出した資料

- (1) 請求人からの聴取書 (平成19年1月24日作成) 写 (丙1)
- (2) [redacted] センター [redacted] 医師からの審理調書 (平成19年2月5日作成) 写 (丙2)
- (3) 意見書の提出依頼書 (平成19年2月5日付 [redacted] センター主治医あて) 写 (丙3)
- (4) 意見書 (平成19年2月5日付 [redacted] センター [redacted] 医師作成) 写 (丙4)
- (5) [redacted] 病院 [redacted] 医師からの審理調書 (平成19年2月8日作成) 写 (丙5)
- (6) 労働時間についての照会 (平成19年4月17日付 [redacted] 会社 [redacted] あて) 写 (丙6)
- (7) [redacted] 会社 [redacted] からの審理調書 (平成19年6月6日作成) 写 (丙7)
- (8) [redacted] 会社 [redacted] からの審理調書 (平成19年6月6日作成) 写 (丙8)

- (9) [redacted]会社 [redacted]からの審理調書（平成19年6月6日作成）写（丙9）
- (10) [redacted]会社 [redacted]からの審理調書（平成19年8月24日作成）写（丙10）
- (11) 就業規則抜粋写（丙11）
- (12) 労働保険審査請求書写（丙12）
- (13) 決定書写（丙13）

※ なお、甲9は欠番である。

